

2021年7月12日

ウォーキングイベントの開催についての指針

日本マーチングリーリーグ加盟各実行委員会様
オールジャパン・ウォーキングカップ加盟各実行委員会様
一般社団法人日本ウォーキング協会会員 都道府県協会様
一般社団法人日本ウォーキング協会 サークル・グループ会員様

2021年7月12日
一般社団法人日本ウォーキング協会

新型コロナウイルス感染症下におけるウォーキングイベントの開催については、昨年の2月以降何回にもわたって当協会としての指針を出し、実施に際してのガイドラインも発行して、開催の可否を検討する際の、また、開催する際の安全を担保する上での皆様の参考に供して来ました。

最新の指針は5月3日付のものです。この指針では、第4波の趨勢や、変異株による感染状況及びワクチン接種の実施状況等を見守りながら、従来以上に慎重に開催の可否決定及び運営を行うこととすることを前提に1月指針を継続することとしました。

その後の新型コロナウイルス感染症の状況は第4波が収まり切らない内に、変異株を中心とする第5波が襲来して来て、先行き全く予断を許さない状況で、政府は、東京都に対して8月22日を期限とする第4回目の緊急事態宣言を発令すると共に、沖縄県の緊急事態宣言を8月22日まで延長することを決定しました。また、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府のまん延防止等重点措置を8月22日まで延長することとしました。

このような状況下でのウォーキングイベントの開催について、下記の通り5月の指針を継続することに致しますが、開催については、尚一層慎重な運営をされるようお願いを致します。

〈指針〉

第5波の趨勢や、変異株による感染状況及びワクチン接種の実施状況等を見守りながら、従来以上に慎重に開催の可否決定及び運営を行うこととする。特に、

- ① 開催や運営方法に関しては、開催地自治体の意向を尊重し、運営方法に関する指導に従い、従来以上の感染予防対策を講じること。
- ② 中大規模イベントについては、都道府県を超えての参加が見込まれるので、開催地自治体と協議の上、必要に応じて参加者の在住地区を絞ること。
- ③ 開催地地元住民の感情に充分配慮すること。

尚、本指針は、令和3年7月8日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より、各都

2021年7月12日

道府県知事宛に発出されている「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」に基づき、更に直近のコロナ情勢に対するJWAの見解を加えて見直したものです。ウォーキングイベントの開催及び運営を考える上で、参考に供して頂ければ幸いです。

以上

参考資料：

- ①令和3年7月8日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡
「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」
https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_seigen_20210708.pdf
- ②令和2年8月1日付一般社団法人日本ウォーキング協会発行
「ウォーキングイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン 第2版」
- ③JWA/新型コロナウイルス感染症予防対策